

京都市告示第 2 7 7号

地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律第 1 2 条第 1 項の規定に基づき、
以下に掲げる建造物を歴史的風致形成建造物に指定しましたので、告示します。

令和 8 年 8 月 7 日

京都市長 松 井 孝 治

建造物の名称及び所在地

建造物の名称	建造物の所在地
旧吉田邸	京都市中京区新町通六角下る六角町 362 番、363 番
法輪寺	京都市下京区東中筋通花屋町下る柳町 317 番、317 番 5、317 番 7、 318 番
喫茶ソワレ	京都市下京区西木屋町通四条上る真町 96 番 4
三宅邸	京都市中京区室町通六角下る鯉山町 524 番
横山治兵衛邸	京都市東山区新門前通大和大路東入西之町 226 番
内藤清商店	京都市上京区新町通寺之内上る二丁目道正町 452 番、469 番
竹中邸	京都市下京区木屋町通松原上る美濃屋町 178 番
徳岡邸（恬淡寮）	京都市上京区下立売通御前通西入二丁目堀川町 531 番
笹屋町一丁目町内会の町 家	京都市上京区笹屋町通智恵光院西入笹屋町一丁目 552 番

(都市計画局都市景観部景観政策課)